

議案第12号

富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月21日提出

富津市長 高橋 恭市

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）が施行されることに伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年富津市条例第37号）の一部を次の
ように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第
2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2
条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。